

第10章 今後の方向性

10-1. 計画の実施期間と目標

前章までに示してきた名勝の保存・活用・整備の方針・方法を実施していくにあたり、早急に取り組まなければならないもの、長期的・継続的に実施していかなければならないものなど、優先度に基づき実施時期を設定する。さらに施策の実施主体を明確化することにより、着実に実施していくことを目指す。

(1) 実施計画の期間設定

実施計画の計画期間は、短期は今後5年、中期は5～10年、長期はそれ以上の期間を目安とする。

(2) 実施計画

本計画に定めた事業の実施にあたり、期間毎の目標を以下に示す。

①短期（計画策定後5年間）

- 保存面においては、護岸等の経過観察の仕組みを構築するための準備段階と位置づける。一方で、現時点でき損等の恐れがあり、緊急度の高い場所については、早急に護岸の復旧（修理）及び樹木の伐採等の対策を講ずる。また、樹木の計画的・循環的管理に向けたプロセスを組み立てる。
- 名勝と関係の深い旧城下町・漁村の範囲については、その面的な保存に向け、重要文化的景観としての選定を視野に入れた調査研究を行う。
- 活用面においては、地域住民・市民に向け、名勝の制度等に関する普及啓発を行うとともに、来訪者に向けた解説施設の整備に着手する。
- 運営・体制面においては、現在の市内の連絡体制をさらに強化するとともに、柳川市文化財保存専門委員会において名勝水郷柳河の保存・活用及び整備に関する審議を行うことのできるよう体制整備を行う。

②中期（5年後～10年後）

- 保存面においては、短期計画において緊急度が低いと判断された箇所、経過観察により新たに緊急性があると判断されたき損箇所又はき損の恐れのある箇所に対して復旧（修理）等を行う。また、樹木の計画的・循環的管理に関する計画に基づき、順次伐採等の事業を実施する。さらに、文化的景観としての保存施策についても検討を深め、実施していく。
- 活用面においては、短期計画において充実化を図ってきた解説機能に関する事業の進捗度を考慮し、さらなる充実を図る。
- 運営・体制面においては、改正文化財保護法の施行に伴う新たな文化財の保存・活用の仕組みの構築を行う。

③長期（10 年後以降）

- 保存面、活用面、運営・体制面において、短期及び中期において実施できなかった項目について点検を行い、課題改善の措置を図る必要が生じた場合は、改めて計画内容の見直しを行い、事業を推進する。

➤

④継続的に実施する事業

- 保存面においては、構成要素の保存状況を確認するためのモニタリング調査を定期的かつ継続的に行うこととし、き損等の程度により復旧（修理）等の優先度を設定し、実施する。
- 活用面においては、現在行われている教育活動やスポーツアクティビティを継続するとともに、名勝水郷柳河の本質的価値を伝えるイベント等の取組みを行う。
- 運営・体制面においては、地域住民の意向や地域の状況を把握するための地域座談会等を継続して行い、意識醸成に努める。片内・片外の双方において、名勝のみならず文化的景観としての保存・活用を継続的に議論する場を設けていく。

（３）事業費・財源等

本計画に定めた保存・活用及び整備に係る事業のうち、以下に示すものについては、文化庁の国庫補助事業での実施を検討する。

- ①構成要素の復旧（修理）の事業
- ②樹木の計画的管理に向けた整備の事業
- ③名勝の活用を促進するための事業
- ④災害復旧事業

また、その他の事業に関しては、片内の他部局と連携し対応を検討する。

10-2. 経過観察（モニタリング）

経過観察（モニタリング）は、名勝の状態を定期的に把握し、過去の復旧（修理）の効果について評価することを通じて、今後の管理方法の改善の方策を検討し、整備計画の策定に役立てることを目的とする。経過観察（モニタリング）を実施することにより、劣化・破損に対して事前の対応措置を講ずることが可能となることから、構成要素の状態・変化を定期的に把握するためのモニタリングシステムの導入を検討する。例えば、構成要素毎の調査票を作成して定期的に経過観察（モニタリング）を行い、調査情報を蓄積していく方法のほか、文化財パトロール員及び市民からの情報集約に努める方法などが考えられる。

また、今後の活用・整備の各種事業及び管理運営等についても、次のステップに向けて課題解決の対策をフィードバックしていくために、定期的な経過観察（モニタリング）により進捗状況を把握することが効果的である。

経過観察（モニタリング）の調査票に含めるべき具体的な観察の項目・指標については引き続き検討が必要であるが、第6章～第9章において明示した各種の方法の進捗状況を経過観察の対象とし、それらの観察指標及び観察期間を設定することが考えられる。

(1) 計画の実行性の担保

今後、本計画に定めた事項を確実に実施していくためには、第9章に示した運営・体制に基づき、施策・事業の実施主体を明確化したうえで、関係者の連携・協力の下に取り組んでいく必要がある。

本計画の関連計画である「掘割を守り育てる行動計画」にも示されているとおり、関係する各課で組織する調整会議において、掘割に関連する各種事業の推進事業を把握し、様々な分野からまちづくりへと展開していく必要がある。そうした中で、複数の課や組織が連携することによるスケールメリットを生み出し、実行性と実効性を高めていくことが必要である。

(2) 名勝の継承を支える周辺環境の保全

名勝水郷柳河の掘割は、矢部川とその派流に設置された井堰・取水口を水源とし、掘割及びクリークにより灌漑地へと導水され、樋管・堰たいを通じて配水・利用された後に河川・海へと配水される一連のネットワークの中に位置するものである。すなわち、掘割の存在は矢部川水系をはじめとする筑後平野全体の水利システムの中で成り立っているものであり、名勝の継承を支える周辺環境として捉えるべきものである。

名勝水郷柳河がこれまで継承されてきた背景には、掘割の近傍に暮らす人々の存在が不可欠であった。上下水道の整備及び生活スタイルの変化から、かつての密接なかかわりは失われたものの、掘割は柳河の人々の日常的な維持管理行為により保たれてきた。また、水を眺めたり、水辺を散策したりする行為は、観光川下りとともに掘割が観賞対象として捉えられていることの現れであり、名勝の継承を支えている人々の営みを含む市街地の区域を、文化的景観の視点の下に保全していくことが必要である。